

令和7年第5回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年5月20日(火) 午後3時00分～午後3時30分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員13名・推進委員4名)

会長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助 4番 渡邊 秀行 5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康 7番 高萩 幸一 8番 齋藤 登

10番 藤田 監次 11番 鈴木 敏夫 12番 根本 秀男

13番 星 實 14番 須藤 芳浩

推進委員

金沢 誠 古市 一雄 陣野 康浩 根本 勝彦

4. 欠席委員

9番 垂石みわ子

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会議	議長	あいさつ はじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、9番 垂石 みわ子 委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員13名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、1番 緑川 利喜男 委員、2番 草野 勇助 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議長		異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議長		報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事務局		報告第1号について、朗読を持って説明。
議長		ただ今の事務局の説明について、質問等がありましたらお願いします。
全委員		「なし」
議長		質問等がないようであります。これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議長		議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。議題の内容について事務局より説明願います。
事務局		議案第1号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議長		次に調査員の報告であります。金沢 誠推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
金沢推進委員		番号1の調査結果について、ご報告いたします。 5月9日、午前9時より、申請地において、申請人から委任を受けた●●●●●さん立会いのもと、事務局深谷さん、益子さんと調査を行ってまいりました。事務局からの説明のとおり、売買により所有権移転をするものです。 申請地は、現在は作付けが行われておらず、保全管理のみ行われている状況にありました。売買後は、譲受人が耕起し、自家消費野菜を作付け予定しているとのことでした。なお、譲受人は、申請地周辺で60年にわたり営農しており、作物の作付けと農地を整備するための農機具を保持しておりました。

		そのため、農機具の保有状況、肥培管理の面においても特に問題ないと認められます。以上から、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	つぎに、番号2について事務局より説明願います。
事	務 局	番号2について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。古市一雄 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
古市推進委員		番号2の調査結果について、ご報告いたします。 5月9日、午前9時50分より、申請地において、申請人から委任を受けた、●●●●●さん立会いのもと、事務局深谷さん、益子さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、贈与により所有権移転をするものです。譲受人の自宅に隣接している農地では、以前から自家用野菜を作付けしており、●●の農地については、草刈りなど保全管理を行ってまいりました。 なお、譲受人は、草刈り機のみ保有にはなりますが、必要に応じ、近所の方の協力を得て耕作していくとのことで、肥培管理の面においても特に問題ないと認められます。以上から、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。

	これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	ここで、棚倉町農業委員会会議規則第27条の規定により、4番 渡邊秀行 委員の退席を求めます。 これから、上程する番号3から番号9の7件については、同じ被設定人が申請地周辺一帯で耕作することから、関係性があるため、一括審議することにし、これに異議ございませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 それでは、議事に入ります。 番号3から番号9について事務局より説明願います。
事 務 局	番号3から番号9について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。陣野康浩 推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員	番号3から9の調査結果について、ご報告いたします。 5月9日、午後4時より、申請地において、譲受人の●●●●●さん立会いのもと、事務局 深谷さん、益子さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、賃借権の設定をするものです。 申請地は、被設定人によって耕起と草刈りがされており、管理が行き届いていました。被設定人は、5年ほど前から申請地区内でサツマイモの栽培をされており、昨年は40トンの収穫があり、主に出荷をしているとのことでした。 農機具等については、設定人である●●●●●さんより、農業用倉庫を借り受け、トラクターや芋ほり機械を保管しております。肥培管理の面においても特に問題ないと認められ、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。 ここで、渡邊委員の入席を認めます。
議 長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容について事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 2 号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根本推進委員	番号 1 の調査結果についてご報告いたします。 5 月 9 日午前 10 時 30 分より申請地において、申請人から委任を受けた●●●●●さん立会いのもと、秋山委員と事務局の深谷さん、益子さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、只今、事務局が説明したとおりであります。 まず、現地においては既に資材置場として利用されている状況にありました。 なお、現状において取水は行っておらず、雨水は敷地内に自然浸透及び余水は道路側溝に流し、汚水は発生しません。 また、近隣農地への影響もなく、追認はやむを得ないものと判断してまいりました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 3 号の議題の内容について、朗読を持って説明。
議 長	ただいまの事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」

議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事	務 局	協議第1号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全	委 員	「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和7年第5回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和7年5月20日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 1 番委員

2 番委員